

## 平成31年度府立学校児童生徒等尿検査実施要領

### 1 目的

府立学校の幼児、児童及び生徒（以下、「児童生徒等」という。）の腎臓病及び糖尿病を早期に発見し、当該疾病を有する児童生徒等について適切な管理・指導を行う。

### 2 検査機関

別途業務契約をした検査機関

### 3 対象

府立学校の児童生徒等全員

### 4 経費の支払い

京都府教育庁指導部保健体育課が検査機関に直接支払う。

### 5 実施時期

平成31年4月から2019年6月30日まで

### 6 実施方法

#### (1) 日程の調整について

各学校は、定められた検査機関と採尿日、検体引渡し時間、検査結果の提出予定日等の打ち合わせを行い、日程を調整する。

#### (2) 尿の提出について

ア 各学校は、上記(1)で調整した、採尿日の7日前（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）までに、採尿に必要な容器、ラベル等の提供を受ける。容器、ラベルは児童生徒等に配布し、ラベルには学校名、学年、組、番号及び氏名を記入させ、検体用容器又は検体用袋に貼付けさせる。

イ 各学校は児童生徒等に、採尿日の起床後直ちに（ただし、定時制及び通信制はこの限りでない。）採尿した尿を提出するよう指導する。

ウ 各学校は、指定の日時に別紙「検尿成績表」による名簿と尿を検査機関に提出する。

なお、尿を検査機関に提出する際、尿検体の個数及び未提出者を必ず確認しておくこと。

また、「検尿成績表」は、女子には番号欄に○をつける等、男女の区別を明確にできるよう工夫すること。

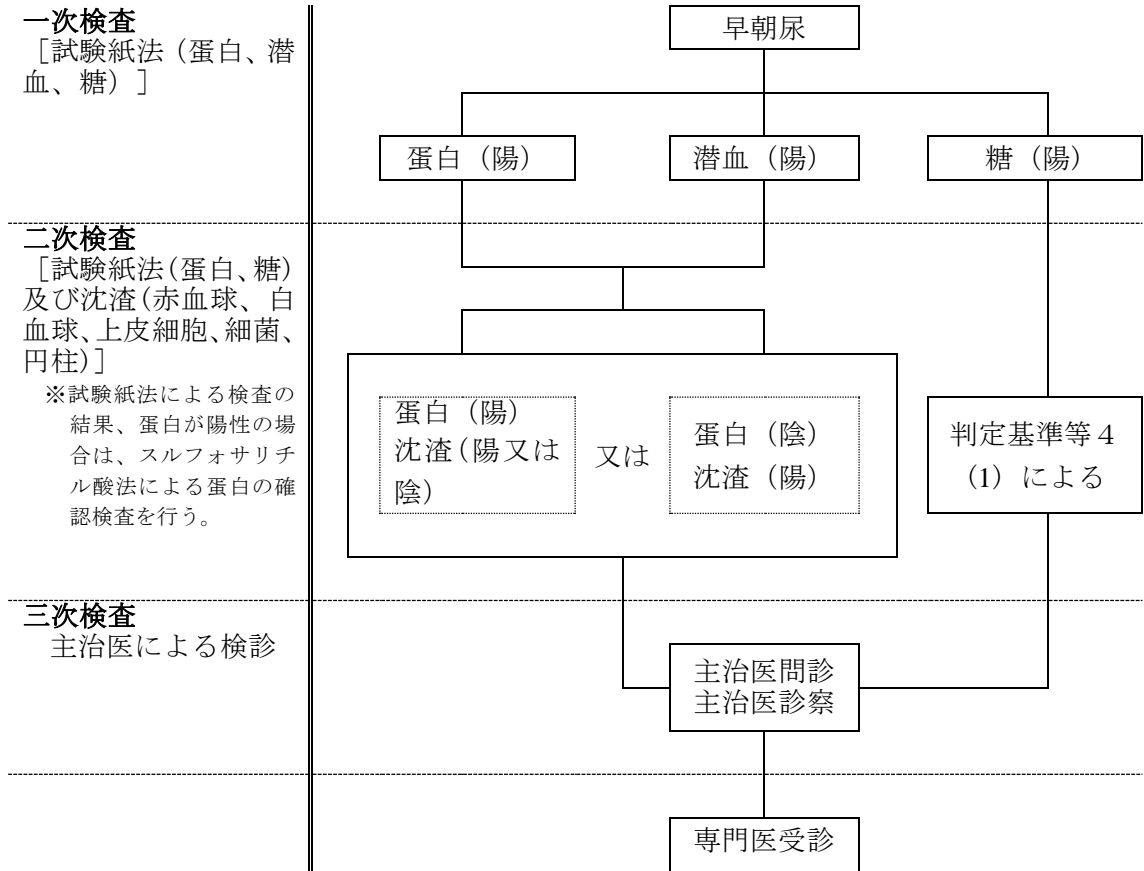
エ 検査機関は、指定の回収日時を厳守すること。

オ 一次検査時に月経中又は月経一週間以内の女子及びその他の理由による未提出の児童生徒等については、二次検査時に一次検査尿を提出させるものとする。

カ 各学校と検査機関は、一次検査尿と二次検査尿を明確に区分するため、明瞭な方法を両方で確定する。

キ 1校当たりの尿回収回数は、概ね6回以内とする。ただし、分校並びに定時制及び通信制の回収回数は、各学校と検査機関で協議する。

(3) 検査方法



【判定基準等】

- 1 一次検査、二次検査とも、早朝尿で検査する。
- 2 蛋白は(+)以上、潜血及び糖は(±)以上を陽性とする。
- 3 二次検査の沈渣結果は次のとおり取り扱う。
  - (1) 赤血球は、1視野に(～)個等と表記する。
  - (2) 白血球は、1視野に(～)個等と表記する。
  - (3) 上皮細胞は、円形上皮、小円形上皮、ぼうすい型の細胞があれば(+)とする。
  - (4) 細菌は、あれば(+)とする。
  - (5) 円柱は、顆粒円柱、赤血球円柱、白血球円柱があれば分類し、(+)と記入する。
- 4 三次検査の対象者は次のとおりとする。
  - (1) 糖  
一次検査の尿糖の程度と二次検査の尿糖の程度を合わせて2+以上の者
  - (2) 糖以外  
二次検査の結果、さらに精密な専門的検査を受ける必要があると認められた者

(4) 検査結果について

検査機関は、検査結果を「検尿成績表」に次のとおり記入し、尿回収後、14日以内(原則14日以内とするが、詳細は検査機関と6(1)で打ち合わせの上、調整すること。)に学校へ提出する。

ア 一次検査

蛋白、潜血、糖とも、（－）、（±）、（＋）又は異常の場合のいずれも記入する。

イ 二次検査

(ア) 蛋白、糖

（－）、（±）、（＋）又は異常の場合のいずれの場合も記入する。

(イ) 沈渣

(3) 検査方法【判定基準等】の3のとおり記入する他、異常のない項目は、（－）を記入する。

## 7 事後措置

(1) 検査結果、事後措置の対応について、あらかじめ学校医と相談し、進めること。

(2) 腎臓病管理について

ア 二次検査の結果、三次検査受検の勧告を行う際には、「学校生活管理指導表」を添付すること。

イ 三次検査の結果は、学校へ提出させること。

なお、運動制限や経過観察が必要となる場合は、「学校生活管理指導表」を併せて提出させ、指導区分に従い、学校及び家庭で管理指導を行うこと。

(3) 糖尿病管理について

三次検査の結果は、学校へ提出させること。

運動によって悪化する合併症のある糖尿病や血糖のコントロールの悪いインスリン依存型糖尿病を有すると診断された児童生徒等については、「学校生活管理指導表」を提出させ、指導区分に従い、学校及び家庭で管理指導を行うこと。

(4) 二次検査を受検し、異常のなかった者の結果について

保護者に結果を通知する際は、一次検査は陽性であったことから、受診の機会（風邪等で受診する場合）には、主治医にこのことを相談するなど、家庭及び自己管理ができるような指導を行うこと。

## 8 保健体育課への報告等

学校は、尿検査終了後、速やかに別紙「尿検査集計表」を作成し、別に指定する日までに保健体育課あて報告する。